

最終更新日:2006 年 5 月 25 日

株式会社りそなホールディングス

代表執行役社長 川田憲治

問合せ先:コーポレートガバナンス事務局 03-3287-2131(代表)

証券コード:8308

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社グループは、責任ある経営体制の確立および経営に対する監視・監督機能の強化、ならびに経営の透明性向上につとめることで、ガバナンス強化を図る方針です。

当社は、平成 15 年 6 月のりそな銀行への公的資金の注入を踏まえ、経営の透明性および効率性を確保し、健全で効率的な経営を実践すべく邦銀初となる「委員会設置会社」としました。指名、報酬、監査の各委員会のみならず取締役会も社外取締役が過半数の構成となる運営を行うことにより経営の透明性を高めております。経営の監督と執行の機能を取締役と執行役に分離し、迅速な意思決定のため執行役への権限委譲を行う一方、その透明性と客観性を確保するために取締役による監督の強化を図り、りそなグループ経営理念を踏まえた経営に努めてまいります。

【「りそなグループ経営理念」・「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」】

当社グループは、役員・従業員の判断や行動の基準となる「りそなグループ経営理念」、更に経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」を定めております。

当社グループが社会から受け入れられ、持続的に成長していくためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」に基づいて「お客さまとの信頼関係」「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切にして、すべてのステークホルダーからの支持をうけることが不可欠であると考えております。

①りそなグループ経営理念

りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、

お客さまの信頼に応えます。

変革に挑戦します。

透明な経営に努めます。

地域社会とともに発展します。

②りそなWAY(りそなグループ行動宣言)

(a) お客さまと「りそな」

「りそな」はお客さまとの信頼関係を大切にします

お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。

お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。

常に感謝の気持ちで接します。

(b) 株主と「りそな」

「りそな」は株主との関係を大切にします

長期的な視点に立った健全な経営を行い、企業価値の向上に努めます。

健全な利益の適正な還元を目指します。

何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。

(c) 社会と「りそな」

「りそな」は社会とのつながりを大切にします

「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。

広く社会のルールを遵守します。

良き企業市民として地域社会に貢献します。

(d) 従業員と「りそな」

「りそな」は従業員の人間性を大切にします

「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。

創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。

従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。

■ 2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【 大株主の状況 】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
預金保険機構	5,648,239	49.54
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社	370,324	3.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	165,859	1.45
日本証券金融株式会社	101,352	0.88
資産管理サービス信託銀行株式会社	98,829	0.86
第一生命保険相互会社	98,313	0.86
野村ホールディングス株式会社	79,049	0.69
大同生命保険株式会社	70,432	0.61
日本生命保険相互会社	58,375	0.51
東京海上日動火災保険株式会社	55,656	0.48

■ 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

■ 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

委員会設置会社

【取締役関係】

取締役会の議長

会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数

9名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数

6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
荒川洋二	弁護士				○				○	
小池俊二	他の会社の出身者					○			○	
箭内 昇	他の会社の出身者					○			○	
林野 宏	他の会社の出身者					○			○	
渡邊正太郎	他の会社の出身者				○				○	
小島邦夫	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
荒川洋二	——	法律専門家としての知識や経験等を踏まえた幅広い見地に基づいた経営の監督を期待しております。
小池俊二	上記選択項目eにおける当該他の会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。	経営者としての経験や関西地域、中小企業の目線に立った幅広い見地に基づいた経営の監督を期待しております。
箭内 昇	上記選択項目eにおける当該他の会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。	金融分野の専門家、経営者としての経験等を踏まえた幅広い見地に基づいた経営の監督を期待しております。
林野 宏	上記選択項目eにおける当該他の会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。	金融分野の専門家、経営者としての経験等を踏まえた幅広い見地に基づいた経営の監督を期待しております。
渡邊正太郎	——	メーカー出身者および長年に亘る経営者としての経験

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
小島邦夫	上記選択項目eにおける当該他の会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。	等を踏まえた幅広い見地に基づいた経営の監督を期待しております。 金融分野の専門家、経営者としての経験等を踏まえた幅広い見地に基づいた経営の監督を期待しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

○取締役会および各委員会の出席状況(平成17年度)

荒川洋二	当年度取締役会 16 回開催のうち 15 回出席、当年度監査委員会 14 回開催のうち 14 回出席
小池俊二	当年度取締役会 16 回開催のうち 16 回出席、当年度報酬委員会 3 回開催のうち 3 回出席
箭内 昇	当年度取締役会 16 回開催のうち 16 回出席、当年度監査委員会 14 回開催のうち 14 回出席
林野 宏	当年度取締役会 16 回開催のうち 14 回出席、当年度指名委員会 3 回開催のうち 3 回出席
渡邊正太郎	当年度取締役会 16 回開催のうち 14 回出席、当年度指名委員会 3 回開催のうち 3 回出席
小島邦夫	就任後取締役会 11 回開催のうち 9 回出席、就任後報酬委員会 2 回開催のうち 2 回出席

○取締役会等における発言状況

取締役会および各委員会において、当社の経営に対し、各社外取締役からこれまでに培われた知識や経験等を踏まえた幅広い見地からの発言があります。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
指名委員会	3	1	1	2	社外取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査委員会	3	1	1	2	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数

17 名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無	取締役との兼任の有無		使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
細谷英二	あり	あり	○	○	なし
川田憲治	あり	あり	×	×	なし
野村正朗	なし	なし	×	×	なし
利根忠博	なし	なし	×	×	なし
水田廣行	なし	なし	×	×	なし
新井信彦	なし	なし	×	×	なし

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無	指名委員		報酬委員	使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員		
檜垣誠司	なし	なし	×	×	×	なし
田中 卓	なし	なし	×	×	×	なし
石井 進	なし	なし	×	×	×	なし
深井 慎	なし	なし	×	×	×	なし
山岡和馬	なし	なし	×	×	×	なし
田村泰博	なし	なし	×	×	×	なし
東 和浩	なし	なし	×	×	×	なし
磯野 薫	なし	なし	×	×	×	なし
岩田直樹	なし	なし	×	×	×	なし
池田一義	なし	なし	×	×	×	なし
野口正敏	なし	なし	×	×	×	なし

【 監査体制 】

監査委員会の職務を補助すべき
取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設置し、同事務局には専任スタッフ(以下、使用人)を、監査委員会の職務を補助する使用人として配置しています。

取締役会は、使用人の人事異動等に対し事前協議を求めることを決定するなど、使用人の執行役からの独立性を担保しています。

監査委員会と会計監査人の連携状況

会計監査人から監査計画及び監査実施状況等について、定期的(原則、年 5 回)に報告を受け意見交換を行う他、必要に応じて随時会計監査人との面談を行うなど、連携に努めています。

監査委員会と内部監査部門の連携状況

監査委員会は、内部監査部の監査基本計画等について報告を受け意見交換を行い、定期的(原則、毎月)あるいは随時に内部監査実施状況等について報告を受けるなど、連携に努めております。

【 インセンティブ関係 】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に
関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役および執行役が受ける報酬は、企業価値増大に向けた役員のインセンティブを高めるとともに成果責任を明確化することを狙いとして、業績連動報酬を含む体系としております。

具体的な報酬体系は、固定部分である役職位別報酬と変動部分である業績連動報酬で構成しております。

(1)役職位別報酬は、役職位毎の責任の大きさに応じて支給しております。

(2)業績連動報酬は、前年度の業績結果に応じて支給しております。

執行役の業績連動報酬は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、個人別の業績および会社の業績に応じて支給しております。役職位別報酬と業績連動報酬の構成比は 70 対 30 としております。

取締役の業績連動報酬は、執行役に対する監督を健全に機能させるため、会社の業績に応じて支給しております。役職位別報酬と業績連動報酬の構成比は 95 対 5 としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
取締役報酬の開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示
執行役報酬の開示状況	全執行役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

区 分	取締役(内社外取締役)		執行役		計 (単位:人:百万円)	
	支給人数	支給額	支給人数	支給額	支給人数	支給額
報酬その他職務遂行の対価						
である財産上の利益	8(7)	72(55)	15	188	23	261

注1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2.報酬その他職務遂行の対価である財産上の利益には、報酬支払額を計上しております。

注3.期末現在の人員は、取締役9名、執行役17名で、内2名は取締役と執行役を兼務しております。

なお、取締役と執行役を兼務するものについては、取締役としての報酬は支給しておりません。

また、執行役のうち、子会社である銀行の代表取締役社長を兼務するものについては、報酬は支給しておりません。

注4.取締役、執行役の対象期間内の異動は次のとおりであります。

就 任	取締役	1名、執行役	7名
退 任	取締役	1名、執行役	3名

なお、取締役および執行役の退職慰労金制度については、平成16年6月25日をもって廃止しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対するサポート体制として、情報提供のための専属スタッフ(コーポレートガバナンス事務局)を設置しております。

コーポレートガバナンス事務局は、取締役会、指名委員会・報酬委員会運営の事務局として、取締役の監督機能・意思決定のサポートを担っております。社外取締役に対しては、事務局スタッフが、取締役会に付議される事項ならびに執行上の重要事項について、取締役会開催の都度、事前に資料を持参し説明を行っております。

事前の説明における社外取締役からの質問事項や要望事項について、適宜、所管部等に情報を伝達することによって、取締役会での議論に反映させるなど、取締役会の効率的な運営を目指しております。

緊急の要件や特定の事案に関しては、所管部署の執行役等が直接社外取締役に説明を行う場合もございます。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

○取締役会

取締役会は、取締役 9 名（うち社外取締役 6 名）により構成され、グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、執行役の職務の執行状況の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。平成 17 年 6 月より、グループ各銀行の社長が当社の執行役を兼務することによって定期的な報告を行うという体制としており、グループ各銀行に対する監督機能の充実を図っております。平成 17 年度には 16 回開催しております。

○指名委員会

指名委員会は、取締役 3 名（うち社外取締役 2 名、委員長は社外取締役）により構成され、株主総会に上程する取締役の選解任議案の内容等を決定しております。平成 17 年度には 3 回開催しております。主な活動として、平成 15 年度に当グループ役員に求められる具体的人材像を決定しました。なお、取締役の選解任についてはこの人材像に基づき、決定しております。

○報酬委員会

報酬委員会は、取締役 3 名（うち社外取締役 2 名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針、ならびに個人別の報酬を決定しております。平成 17 年度には 3 回開催しております。主な活動として、平成 16 年度に役員退職慰労金制度を廃止するとともに業績連動報酬制度を導入し、経営状況や業績等を踏まえた支給を行うことを決定しております。

○監査委員会

監査委員会は、取締役 3 名（うち社外取締役 2 名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役および執行役の職務執行の監査、ならびに会計監査人の選解任議案の決定等を行っております。また、内部監査部等の内部統制部門と連携し、内部統制システムを監視、検証し、必要に応じて、執行役等に改善を要請しております。平成 17 年度には 14 回開催しております。

○経営会議

業務執行における意思決定プロセスとして、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関として経営会議を設置しております。経営会議は、代表執行役及び各執行役により構成され、積極的な議論を行うことで、経営の重要事項に係る決定の透明性を確保しております。平成 17 年度には 42 回開催され、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っております。

○内部監査協議会

内部監査に関する重要事項の協議・報告機関として、業務執行のための機関である経営会議から独立した内部監査協議会を設置しております。内部監査協議会は、代表執行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長により構成されており、その協議・報告内容等は、監査委員会や取締役会へも報告されております。

平成 17 年度には 15 回開催され、内部監査計画等の協議を行ったほか、内部監査結果等の報告を行っております。

○監査の状況

監査部門として、内部監査を専ら担当する執行役のもと内部監査部を設置し、業務執行部門からの独立性を確保しております。

（平成 18 年 3 月 31 日現在、部長以下 12 名で構成）

内部監査部においては、監査委員会事務局を除く全ての業務および業務担当部署を対象として監査を行い、問題点の改善に向

けた提言を行うことにより、業務の安定的な維持発展、企業価値の向上に努めております。内部監査の方針、対象、重点項目等については、監査委員会との協議も踏まえ、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案の上、監査の効率性ならびに実効性にも配慮した年度の基本計画を策定し、取締役会の承認を得ております。

尚、平成17年度会計監査は、新日本監査法人与監査法人トーマツとの共同監査体制としており、会計監査業務を執行した公認会計士は以下の通りです。

新日本監査法人 水嶋 利夫氏(3年)
鈴木 茂夫氏(3年)
倉持 政義氏(3年)
(その他補助者12名)

監査法人トーマツ 古澤 茂氏(2年)
大森 茂氏(2年)
岸野 勝氏(2年)
(その他補助者12名)

※()内年数は、継続監査年数

■ 3. 委員会設置会社形態を採用している理由

当社は、平成15年6月りそな銀行への公的資金注入を契機とし、責任ある経営体制の確立および経営に対する監視・監督機能の強化、ならびに経営の透明性向上に努めることを実践すべく、邦銀初となる委員会設置会社としました。指名・報酬・監査の各委員会のみならず取締役会も社外取締役が過半数の構成となる運営を行うことにより、経営の透明性を担保しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成 18 年定時株主総会は集中日の前日(6 月 28 日)に開催予定でございます。
電磁的方法による議決権の行使	平成 18 年定時株主総会より実施予定でございます。
その他	当社は、株主総会を株主の皆様とのコミュニケーションを図る重要な機会ととらえ、真摯な応対で臨み、報告事項を大幅にビジュアル化する等、株主の皆様に分かりやすい説明を行うことを心がけております。なお、平成 18 年定時株主総会より、当社 HP に株主総会招集通知・参考書類等を掲載予定でございます。

■ 2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	初の試みとして代表者対談を含む説明会を開催(女性向け IR、平成 18 年 3 月開催、参加者約 170 人)。また、証券会社が主催する個人投資家及び個人担当営業社員向け投資セミナーにて、IR 担当役員がりそなグループの概要から決算内容・事業戦略に至るまでのプレゼンテーションを実施しております。(平成 17 年 12 月～平成 18 年 2 月に 4 回実施、参加者計:約 370 人)
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	(平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月 年 2 回実施)①平成 17 年 6 月 3 日・代表者及び財務担当役員が平成 17 年 3 月期の決算内容をセルサイドアナリスト・国内外機関投資家向けに説明(参加者:約 140 人)②平成 17 年 12 月 2 日・代表者及び財務担当役員が平成 17 年 9 月中間期の決算内容をセルサイドアナリスト・国内外機関投資家向けに説明しております。(参加者:約 160 人)
海外投資家向けに定期的説明会を開催	あり	年 2 回(夏・冬)程度、代表者、IR 担当役員等が海外投資家への個別訪問を実施しているほか、証券会社主催のカンファレンスにて海外投資家向け会社説明を実施。また、国内においても代表者、IR 担当役員、財務担当役員等が海外投資家との個別ミーティングを数多く実施しております。(説明内容は、決算内容、事業戦略等)
IR 資料のホームページ掲載	あり	(URL) http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/presentation/index.html 、IR プレゼンテーション資料、決算短信・四半期情報、事業報告書、有価証券報告書、ディスクロージャー誌、アニュアルレポート、経営の健全化のための計画、株主総会情報、株主・株式情報、格付情報、IR カレンダー、アナリスト情報、情報開示指針を掲載しております。

IRに関する部署 (担当者)の設置	—	(IR 担当部署)コーポレートコミュニケーション部、(IR 担当役員)コーポレートコミュニケーション部担当役員 池田一義、(IR 事務連絡責任者)コーポレートコミュニケーション部 部長 梅田昭夫
----------------------	---	---

■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダーの 立場の尊重について 規定	りそなグループの経営理念をステークホルダー(①お客さま、②株主、③社会、④従業員)に対する基本姿勢の形で具体化したものとして「りそな WAY(りそなグループ行動宣言)」を策定しております。
環境保全活動、 CSR活動等の実施	当社会長を委員長とし、当社ならびにグループ各銀行の社長を委員としたグループ CSR 委員会を設置しております。全てのステークホルダーからの支持を受けることが不可欠であると考えており、以下のような CSR 活動を推進しております。 ●お客さま好感度No.1 りそなは、「お客さま好感度No.1」を目指して、これまで「待ち時間ゼロ」や「営業時間の延長」などお客さまの視点に立った取り組みを実施してしております。 ●「こども110番」活動 当社グループでは、地域・社会貢献活動の一環として、平成17年4月より、グループ銀行の有人店舗(約600拠点)において、「こども110番」活動を実施しております。現在、多くの営業店が営業時間を延長していることから、児童・生徒の下校時に対応できるため、この取り組みが、少しでも地域のお役に立てればと考えております。 ●子ども向け金融経済教育 当社グループでは、子どもたちへの金融経済教育に取り組んでおります。子ども向け金融経済教育という身近なテーマを通して情報発信・社会活動を具体化させながら、地域やお客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループを実現してまいります。 ●点字カレンダー 当社グループでは視覚障害者の生活利便を図るため、例年、点字カレンダーを制作し、全国各地の視覚障害者福祉協会や盲学校等へ贈呈しております。イラストにも点字をほどこし、多くの利用者からご好評をいただいております。 ●大学との提携 当社グループでは、地域社会の発展に貢献することを目的として、地元の大学との各種提携を行っております。 ●りそなWomen's Council 「りそなWomen's Council」は、女性活用に向けた経営直轄の諮問機関として平成17年4月に発足し、当社グループで活躍する女性14名で構成されております。女性社員登用を促す制度などを経営や人事部門に提言するほか、女性社員のネットワークづくりなどの幅広い活動を目指しております。この取り組みを通じ、男性主導の職場から女性も活躍できる職場へ転換することで、男女問わず優秀な人材を登用する風土を実現していきたいと考えております。
ステークホルダーに 対する情報提供に	適正な情報開示を促進するため、情報開示に係る基本方針を定めた「情報開示指針」を制定しております。また情報開示の全体プロセス等を協議する「情報開示委員会」を当社内に設置しております。開示については、証券取引所の適時開示規則等で定められる強制開示項目の開示にとどまらず、経営トップによるプリー

係る方針等の策定

フィング(記者会見)の開催や IR(投資家向け広報)活動など、株主・投資家の皆さまやお客さまへ幅広くかつ迅速に経営情報を提供するため、あらゆる媒体を通じて、積極的な情報開示に取り組んでおります。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、グループ企業価値の向上に向け、りそなグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会が決定しております。

＜グループ内部統制に係る基本方針＞

(1) はじめに

当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針(以下、本基本方針)をここに定める。

本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。

(2) 内部統制の目的(基本原則)

当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の 4 つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

① 業務の有効性及び効率性の向上

事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図る。

② 財務報告の信頼性の確保

投資家からの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保に努める。

③ 法令等の遵守

銀行業務の公共性に鑑み、また、当社及びグループ各社の「社会的責任と公共的使命」を強く認識したうえ、事業活動に関わる法令その他の規範等を遵守する。また、不正行為等の発生防止、早期発見等に努める。

④ 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう資産の保全に努めるとともに、銀行業務におけるリスク管理の重要性に鑑み、経営体力及び収益に見合うリスクテイク、並びに顕在化した、または予見される損失に対する早期処理を原則とする事業活動を徹底する。

(3) 内部統制システムの構築(基本条項)

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

①執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

法令等遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス体制の整備と実践に取り組むものとする。同方針等に基づき、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、執行役及び使用人の役割を定めるなどコンプライアンス体制の確立を図る。

法令等遵守を統括するコンプライアンス統括部署を設置し、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部署において事前にその適法性等を検証すること等により、執行役及び使用人の職務の執行の適切性を確保するものとする。

また、「情報開示指針」を定め、投資家からの信頼や情報開示の透明性・公正性の促進を図るものとする。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう「執行役規程」において、執行役は、情報の保存及び管理の方法などの規程等に従うこととし、その徹底を図るものとする。また、「情報取扱基本方針」を定め、執行役及び使用人の職務の執行に係る情報の取扱・保存・管理が適切に行われることを徹底する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

当社及びグループ各社のリスク管理体制を確立するため、「グループリスク管理方針」を定めるとともに、各種リスクの統合管理を行うリスク統括部署を設置する。リスク統括部署はリスクカテゴリーごとの各リスク管理部署による管理を通じ、統合的な管理を行うものとする。

また、「グループ危機管理基本方針」を定め、災害や障害など緊急事態に陥った際の組織体制や指揮命令系統を規定し、業務の早期回復を行うための適切な危機管理対応を行うものとする。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

執行役や組織体制に係る「事務分掌規程」「執行役規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。

また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。

⑤当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社及びグループ各社は、共通の経営理念である「りそなグループ経営理念」により、お客さまからの信頼、変革への挑戦、透明な経営、地域社会の発展に努める。

また、当社は別途定める「グループ経営管理規程」に従い、グループ企業価値の最大化を目的として、グループ各社への経営管理を行う。実務上は、経営管理に関する基準を設け、当社とグループ各社で事前に十分に協議すべき事項や、グループ各社から当社へ報告すべき事項などを定めるものとする。

⑥監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助する使用人は同事務局へ所属するものとする。なお、同事務局には、各業務を十分に検証できる

だけの専門性を有する者を置くものとする。

また、同事務局の業務に関する規程は、別途監査委員会が定めるものとする。

⑦前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

前号の使用人の執行役からの独立性を確保するために、前号「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により、当該使用人の異動等に関する事項について、監査委員会または同事務局と事前に協議することを定めるものとする。

また、執行役は、この協議内容や当該使用人の業務遂行に係る不当な制約を行わないなど十分に配慮すべきものとする。

⑧執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項

全ての執行役及び使用人は、別途定める「監査委員会に対する報告に関する規程」に従い、当社もしくはグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査委員会に報告を行うものとする。

また上記にかかわらず、監査委員会は必要に応じ、いつでも執行役または使用人に報告を求めることができるものとする。

⑨その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われるため、内部監査部は、別途定める「グループ内部監査規程」に従い、内部監査の結果及び改善勧告に基づく改善状況の結果について監査委員会への報告を行うものとする。また、内部監査、財務、リスク管理、法令等遵守など内部統制に係わる部署は、監査委員会との円滑な意思疎通等その連係に努めるものとする。

2. 整備の状況

当社は、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

(1)グループ運営に係る体制整備の状況

当社グループは、責任ある経営体制の確立および経営に対する監視・監督機能の強化、ならびに経営の透明性向上に努めております。

当社の取締役会においては、平成15年6月に邦銀初の委員会設置会社に移行したのち、重要事項に係る意思決定と執行役の職務の執行状況報告に基づいた議論を行ってきました。これらによって、経営の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担の明確化がなされ、取締役会の監督機能強化と、業務執行の迅速性向上が図られております。

また、傘下銀行等を監査役設置会社に統一し、グループの基本的なガバナンス形態の整合性を確保するとともに、各傘下銀行社長がHD執行役を兼務し、HD執行役（業務担当）が各傘下銀行の取締役（非常勤）を兼務する体制を構築し、当社を中心とするグループガバナンスの強化を図っております。

こうした体制のもと、グループ企業価値の向上を目的として、グループ各社に対する経営管理を実施しております。

(2)内部監査に係る体制整備の状況

当社グループでは、本部や営業店などの業務担当部署から独立した内部監査部署が、業務運営の管理態勢の適切性および有効

性について、客観的かつ公平に検証・評価し、必要に応じて問題点の改善に向けた提言等を行っております。

具体的には、内部監査部署が監査対象部署に対し、指摘、提案、ならびに改善策及び改善計画の策定を勧告するとともに、改善勧告を行った事項についての改善状況の管理を行っております。また、内部監査部署は内部監査結果を分析し、監査対象外の業務担当部署に対しても、必要に応じて意見具申や提案等を行っております。

当社内部監査部署は、グループの内部監査の方針、対象、重点項目等を盛り込んだ「内部監査基本計画」を年度毎に策定するとともに、グループ各社との協議を踏まえながら、グループ各社の「内部監査基本計画」策定を指導しています。このように策定された「内部監査基本計画」に基づき、当社及びグループ各社の内部監査部署は内部監査を実施します。なお、グループ各社においてグループ運営上の重大な事象が生じた場合、当社内部監査部は、当該グループ各社の内部監査部署と連携して監査にあたる態勢を構築しております。

(3) 法令等遵守に係る体制整備の状況

当社グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、グループの再生には判断や行動基準の見直しとその浸透が必要不可欠との認識のもと、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を利害関係者への基本姿勢の形で具体化した「りそな WAY (りそなグループ行動宣言)」を制定・公表しました。また、経営理念、りそな WAY を役員・従業員の具体的行動レベルで明文化したものとして、「りそな STANDARD (りそなグループ行動指針)」を制定しております。

この基本理念のもと、当社及びグループ各社において「コンプライアンス基本方針」を策定し、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修・啓発体制など基本的な枠組みを明確化し、コンプライアンス態勢の強化を図っております。なお、従業員からコンプライアンスに関する相談・報告を受けるため、従来よりホットライン制度を設けていましたが、公益通報者保護法の施行を踏まえ、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図りました。

体制面においては、当社及びグループ各社にコンプライアンス統括部署を設置するとともに、当社及び傘下銀行をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置し、グループのコンプライアンスに関する諸問題について検討・評価しております。さらに、営業店・本部各部にコンプライアンス責任者を設置するとともに、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定・実践し、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めております。

(4) リスク管理に係る体制整備の状況

当社は、リスク管理の基本的な方針として「グループリスク管理方針」を定めるとともに、リスク統括部署及びリスクカテゴリー毎のリスク管理部署を設けております。グループ各社に対するリスク管理上の方針・基準の提示、グループ各社からの定期的なリスク状況の報告、およびリスク管理上の重要事項の決定の際の当社との事前協議等を通じて、グループのリスク管理を行っております。

グループ各社は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の規模や業務特性等を踏まえたリスク管理方針を定めております。

特に、グループの各銀行においては、銀行業務における主要リスクである信用リスクについて、「与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないしは消失することにより損失を被るリスク」と定義し、グループ統一の基本原則として「グループ・クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理の徹底を図っております。なお、過去における個別与信に対する不十分な取組みと特定先・特定業種への与信集中が、公的資金による多額の資本増強の主因となった反省を踏まえ、「グループ・クレジット・ポリシー」では、原理・原則に立ち返った厳格な「与信審査管理」とリスク分散に重点を置いた「ポートフォリオ管理」を信用リスク管理における2つの柱と位置づけております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーションリスク、危機等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた方法により管理を行っております。

また、情報の管理・保存等を徹底するため「情報取扱基本方針」を定め、情報の取扱・管理・保存方法等を明確化するとともに、個人情報保護のための「個人情報保護宣言」を策定・公表しております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

■ 1. 買収防衛に関する事項

当社は、資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、新株又は新株予約権の発行を行うことなど特定の「買収防衛策」は導入しておりません。当社は、これらの方策に拠ることなく今後とも企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。

■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

○「社外取締役候補者選任基準」の制定

当社は、持続的な企業価値の創造に資するという観点から、社外取締役を招聘しております。株主総会へ上程する社外取締役候補者について経営の監督に相応しい人材を選任する基準・プロセスを明文化した、「社外取締役候補者選任基準」を指名委員会において平成 18 年 5 月に制定しております。

尚、第 5 期定時株主総会へ上程する社外取締役候補者については、本基準に則して選任しております。

○コーポレート・ガバナンス・スコアの取得

当社は、コーポレートガバナンスの質を継続的に向上させるための客観性の高い指標のひとつとして、スタンダード・アンド・プアーズ社のコーポレート・ガバナンス・スコア*を取得しております。『総合コーポレート・ガバナンス・スコア: 7(優れた水準)』

今後も引き続きコーポレート・ガバナンスの整備と質の向上につとめていきます。

*コーポレート・ガバナンス・スコアは、企業が現時点において財務的利害関係者の利益に資する、優れたコーポレート・ガバナンスの規約および指針をどの程度まで採用・遵守しているかに関する、スタンダード・アンド・プアーズの見解です。

【 卷末：添付資料 】 参考資料：模式図

＜グループのコーポレートガバナンス体制＞

